

# おおいた園芸産地づくり支援事業公募要領

## (令和6年度)

### 1 事業の目的

意欲ある園芸農業者の生産拡大、所得向上を目的に、必要となる栽培施設・機械等の整備導入を支援し、創意工夫ある取組を後押しします。

### 2 補助対象者

次の要件をすべて満たす農業者、農業法人が対象となります。

(1) 大分県内に居住し、県内で園芸品目の生産拡大に取り組む農業者又は県内に事務所を置き、県内で園芸品目の生産拡大に取り組む農業法人であること。

(2) 認定農業者または認定新規就農者であること。

※申請時に(2)となっていなくても、事業完了までにいずれかになることが確実に見込まれる農業者、農業法人も対象となります。ただし、補助金交付申請時まで、市町村へ認定農業者になるための「農業経営改善計画」(または認定新規就農者になるための「青年等就農計画」)の申請を行い、交付申請時にその申請書類の写しを添付していただきます。

### 3 補助対象

規模拡大や新たな品目へのチャレンジなど、意欲ある園芸農業者の経営拡大、所得向上につながる取組に必要な栽培施設整備や機械導入等に対して支援します。

次表に掲げる内容、要件、下限事業費を満たすものが補助対象となります。

メニュー	内容	要件
①栽培施設整備	ハウス、果樹棚及びその附帯施設 (加温機、養液栽培設備、電照設備、かん水設備等)	・5a以上の整備であること。
②生産基盤整備	簡易ほ場整備、防風、防霜施設 用排水施設 等	(施設品目、果樹の新植・改植) ・5a以上の整備であること。  (露地品目) ・概ね20a以上の整備であること。
③機械導入	播種機、定植機、収穫機、選別調整機 等  ※汎用性の高い機械類(トラクター、軽トラック、動力噴霧器、予冷庫等)は対象外です。	(施設品目) ・5a以上の面積拡大を行うこと。  (露地品目) ・受益面積が1ha以上かつ概ね20a以上の面積拡大を行うこと。

④新植・改植	果樹、茶の新植、改植 ※国の果樹経営支援等対策事業の対象となるものは対象外です。	・概ね 10a 以上であること。
⑤資産継承支援	第3者から継承するハウス及び果樹棚の移設や改修 ※事業実施前に解体しているハウス等は対象外です。	・5a 以上の整備であること ・昨年度又は事業実施までに前所有者との間で売買契約等によりハウス等の所有権移転を行っているもの。 ・補助事業により整備したハウス等を活用する場合は、財産処分の手続きを行うこと。

※①栽培施設整備および⑤資産継承支援の場合は、品目により 10a あたりの補助対象事業費の上限を定めています。詳細は3ページの問い合わせ先までご相談ください。

〈 下限事業費 〉

- ③機械導入メニュー：機械本体価格が 50 万円（税抜）以上（アタッチメント含む）  
その他のメニュー：全体事業費が 50 万円（税抜）以上

#### 4 補助率等

メニュー	補助率	補助上限額
①栽培施設整備	補助対象経費の 1/5 以内	1,000 万円
②生産基盤整備		
③機械導入		
④新植・改植		
⑤資産継承支援		

#### 5 申請方法

次の提出書類を県の窓口（3ページの提出先）に郵送又は持参で提出してください。

##### （1）提出書類

- 1) おおいた園芸産地づくり事業実施計画認定申請書（第1号様式）
- 2) 事業実施計画書（第2号様式）
- 3) 経営拡大計画書（公募様式第1号）
- 4) 消費税課税事業者届出書（第3号様式）
- 5) 補助対象者の確認書類  
  - 認定農業者 → 認定農業者の認定通知（写）
  - 認定新規就農者 → 認定新規就農者の認定通知（写）
- ※法人の場合は上記に加え、法人の定款（写）
- 6) 誓約書（別紙）
- 7) 事業実施位置図
- 8) 施設図面（①栽培施設等整備および⑤資産継承支援の場合のみ）
- 9) 作付地図（露地品目の場合のみ）
- 10) 見積書
- 11) 概算設計書（全農等が代行施行する場合のみ）

- 1 2) カタログ
- 1 3) 補助対象事業費算出表（参考様式 2）（①栽培施設整備および⑤資産継承支援の場合のみ）
- 1 4) 導入機械等の規模決定根拠（③機械導入、④新植・改植の場合のみ）
- 1 5) 事業効果検討結果表（参考様式 4）（事業費が 300 万円を超える場合のみ）
- 1 6) 融資事務との整合性（参考様式 5）（補助残融資を受ける場合のみ）
- 1 7) 事業ポイント確認シート（公募様式第 2 号）
- 1 8) 提出書類確認シートおよび個人情報の取扱いに関する同意書（公募様式第 3 号）

## (2) 提出部数

各 1 部

## 6 申請受付期間

令和 6 年 4 月 1 5 日（月）～5 月 8 日（水）午後 5 時必着

※提出期限までに到着しなかった申請書類は、無効となりますので、ご注意ください。

※書類に不備があるものは受付できませんので、ご注意ください。

## 7 提出先（郵送又は持参）・問い合わせ先

お住いの市町村	住所・電話番号	振興局 担当部署名
国東市、別府市 杵築市、日出町、 姫島村	〒873-0504 国東市国東町安国寺 786-1 TEL: 0978-72-0409	大分県東部振興局 農山漁村振興部 企画・農政班
大分市、臼杵市、 津久見市、由布市	〒870-0021 大分市府内町 3-10-1 TEL: 097-506-5732	大分県中部振興局 農山漁村振興部 企画・農政班
佐伯市	〒876-0813 佐伯市長島町 1-2-1 TEL: 0972-24-8645	大分県南部振興局 農山漁村振興部 企画・農政・就農班
竹田市、 豊後大野市	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手 1501-2 TEL: 0974-63-1172	大分県豊肥振興局 農山村振興部 企画・農政班
日田市、九重町、 玖珠町	〒877-0004 日田市城町 1-1-10 TEL: 0973-22-2585	大分県西部振興局 農山村振興部 企画・農政班
中津市、豊後高田 市、宇佐市	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺 235-1 TEL: 0978-32-1621	大分県北部振興局 農山漁村振興部 企画・農政班

### ○おおいた園芸産地づくり支援事業 全体に関する内容について

問い合わせ先: 大分県 園芸振興課 園芸企画班まで TEL: 097-506-3576

### ○公募に関する具体的な事業内容の相談、書類提出等について

問い合わせ先: 上記 各振興局 担当部署まで

## 8 事業実施計画の審査等について

### (1) 審査方法

提出のあった申請書類等は、認定基準に照らし、県が適切であるか否かを審査のうえ、予算の範囲内で事業実施計画のポイント数が高いものから採択します。

○認定基準

- ・作付面積、単収、販売額など、経営拡大計画が策定されていること。
- ・経営安定に直結する具体的な販売戦略が策定されていること。
- ・ポイント設定表（別表）の基準による獲得ポイントが認定基準以上であること。

### (2) 事業採択可否の通知

事業採択の可否については、大分県農林水産部園芸振興課より、文書にて申請者へ通知します（6月中旬予定）。

## 9 補助事業実施にあたっての留意点

- (1) 採択された補助事業者は、おおいた園芸産地づくり支援事業費補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書を定めた期日までに県へ提出していただきます。補助金交付申請書を審査した後、事業者に補助金交付決定通知書を送付します。
- (2) 交付決定通知の日付よりも前に事業に着手（入札、契約）することはできません。
- (3) ハウス整備等の250万円以上の工事を行う場合は、原則、入札による業者選定を行ってください。県は入札に関する指導等はしませんので、入札に不慣れな場合は、全農等の代行施行業者の活用をご検討ください。
- (4) ⑤資産継承支援メニュー除き、中古品の導入は補助対象としません。
- (5) 令和7年3月末までに事業を完了してください。
- (6) 事業完了時までに認定農業者または認定新規就農者とならなかった場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の交付は行いません。
- (7) 事業着手（契約）後に着手届、事業完了後には完了届及び実績報告書を提出していただきます。
- (8) 補助金は、事業が完了し、事業内容の審査が終了した後にお支払いします（精算払いとなります）。
- (9) 本事業で整備した栽培施設（ハウス）は、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入いただき、当該施設の処分制限期間において加入を継続して下さい。
- (10) 補助金交付申請書、実績報告書に添付していただく見積書、領収書等の証拠書類については、補助事業完了後5年間保管していただきます。
- (11) 補助事業により取得した施設や設備については、一定期間はその処分が制限されます。施設の模様替え等を希望する場合は、事前に県へ相談願います。
- (12) 本事業の終了後においても、その後の状況や成果について報告を求める場合があります。
- (13) 次の場合には、補助金の交付決定を取り消すとともに、加算金の納付を命ずる場合がありますのでご注意ください。
  - ・補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - ・補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

- ・補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- ・交付の決定後生じた事情等の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- ・補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

**【手続きの流れ】**

	〈 申請者 → 県 〉	〈 県 → 申請者 〉
1	事業実施計画の申請	
2		事業実施計画の審査 審査結果の通知
(以降は事業採択された場合)		
	〈 事業実施者 → 県 〉	〈 県 → 事業実施者 〉
3	補助金交付申請書の提出	
4		審査 補助金交付決定通知
5	事業着手届の提出	
6	事業完了届の提出	
7		完了検査
8	事業実績報告書の提出	
9		審査 補助金額の確定通知
10	交付請求書の提出	
11		補助金の支払い